国土交通省
四国運輸局

Press Release

令和８年１１月５日
四国運輸局自動車交通部

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設（事業用自動車）の使用停止処分等について

四国運輸局は酒気帯び運転を行ったとして、当該タクシーを運行していた有限会社三和タクシーに監査を実施したところ、法令違反が確認されたため、下記のとおり事業の停止及び事業用自動車の使用停止の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

記

１．処分年月日：令和８年１１月４日

２．対象事業者
・事 業 者 名：有限会社三和タクシー（法人番号2470002003282）
・事業者住所：香川県高松市花園町１丁目２－２１
・代　表　者：杉原　弘子
・営　業　所：本社営業所（香川県高松市花園町１丁目２番地２１号）
・保有車両数：１７両

３．処分内容
【事業停止処分】
本社営業所の事業停止期間３日間
（令和８年１１月６日～令和８年１１月８日）

【輸送施設（事業用自動車）の使用停止処分】
本社営業所の事業用自動車３９９日車
使用停止４両×７９日（令和８年１１月９日～令和９年１月２６日）
使用停止１両×８３日（令和８年１１月９日～令和９年１月３０日）
この処分により付された違反点数は４０点（累積違反点数４０点）

４．監査の概要
令和８年５月２０日及び同年５月２１日、同年６月８日、同年７月７日に本社営業所に対し監査を実施したところ、酒気帯び運転（道路運送法第２７条第３項）他１５件の関係法令の規定に違反する事実が確認されました。

５．違反の内容
【事業停止にあたる違反】
① 事業用自動車の運転者が、酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知があり、事業者が酒気帯び運転の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していなかったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

【使用停止にあたる違反】
② 運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び１箇月の拘束時間、休日労働の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項）

③ 酒気を帯びた状態にある運転者等を事業用自動車に乗務させたこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第４項）

④ 運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項）

⑤ 酒気を帯びた状態にある運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項）

⑥ 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

⑦ 酒気を帯びた状態にある運転者等に対する飲酒運転防止に関する指導監督が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

⑧ 新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）

⑨ 新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）

⑩ 事業用自動車の定期点検整備等を実施していなかったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第４５条、道路運送車両法第４８条）

【文書警告にあたる違反】
⑪ 運転者等に対する点呼の実施内容が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項）

⑫ 運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）

⑬ 運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第３項、第４項）

⑭ 乗務員等台帳の作成が確実になされていなかったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）

⑮ 乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）

⑯ 運行管理規定について定められた事項の内容が不適切であったこと
（道路運送法第２７条第３項、旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の２第１項）

６．輸送の安全確保命令
早急に道路運送法第２３条第１項の規定に基づく運行管理者を選任し、同条第３項の規定に基づく運行管理者の選任の届出を行うこと。

《問い合わせ先》
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官　　山本、二宮
電話：０８７－８０２－６７７４